

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成30年度湧別町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

（歳入）	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	76,734千円
（歳出）	社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費	774,658千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

科目名		経費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国道支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉総務費	293,492	209,085	2,501	16,923	64,983
	老人福祉費	16,780	0	2,576	2,935	11,269
	児童措置費	129,639	92,260	327	7,656	29,396
	母子福祉費	4,722	1,019	605	640	2,458
	小計	444,633	302,364	6,009	28,154	108,106
社会保険	社会福祉総務費	85,984	53,017	0	6,812	26,155
	介護事業費	149,119	1,305	0	30,541	117,273
	後期高齢者医療費	44,598	33,449	0	2,304	8,845
	小計	279,701	87,771	0	39,657	152,273
保健衛生	予防費	50,324	284	6,854	8,923	34,263
	小計	50,324	284	6,854	8,923	34,263
合計		774,658	390,419	12,863	76,734	294,642

※事務費及び人件費(サービス提供に直接従事しない職員分)については除外しています。